



EUサイバーレジリエンス法(CRA)対応 CRA準拠に向けた対応支援サービス のご紹介

EY新日本有限責任監査法人

日本企業にも幅広く影響を及ぼすCRA

2024年12月10日に発効されたCRA(Cyber Resilience Act:EUサイバーレジリエンス法)は、EU域内で販売されるデジタル製品を取り扱う事業者が対象となります。現地法人の有無にかかわらず、日本企業であっても対象製品または対象製品に含まれるコンポーネントをEU市場に向けて販売する製造業者に影響があります。

＜適用対象となり得る主な事業者＞

デジタル要素を含む製品を
設計、開発、製造して、EU市
場に提供する製造業者

デジタル要素を含む製品を
EU域内に輸入して販売する
輸入業者

左記以外で、デジタル要素を
含む製品をEU市場に提供す
る流通業者

CRA要求事項の概要 — セキュリティ対応は設計段階から —

主な要求事項	内容
セキュリティ要件の順守	<ul style="list-style-type: none">セキュリティ要件を順守した設計・開発・製造・保守
脆弱(ぜいじやく)性対応 要件の順守	<ul style="list-style-type: none">製品寿命または市場投入後5年間の脆弱性要件への対応 (セキュリティアップデートの提供)インシデント発生時の24時間以内のEUサイバーセキュリティ機関(ENISA)への報告
適合性評価の実施	<ul style="list-style-type: none">リスクによる製品分類に応じた適合性評価の実施(リスクが高い製品の場合、第三者による適合性認証が必要)
技術文書の整備	<ul style="list-style-type: none">技術文書の作成および更新適合宣言書の申請、開示、CEマークの貼付

The better the question.
The better the answer.
The better the world works.

EY

Shape the future
with confidence

EYの支援サービス

CRAへの対応においては、製品の設計・開発・製造・保守プロセスにおいてセキュリティ適合状況を評価し、継続的にセキュリティ対応をサポートすることが求められます。本サービスでは、独自の調査票を用いて、各プロセスにおけるセキュリティ適合状況を評価し、関連規程を整備することで、法令順守を支援します。

本サービスは、以下のような企業・ご担当者を想定しております。

- 欧州市場にデジタル製品を出荷している製造業
- CRAへの対応方針を検討中の法務・コンプライアンス・技術・品質保証部門
- 複数製品・拠点を持ち、段階的に評価を進めたい企業

CRA準拠性アセスメント

概要	調査票を用いて、貴社プロセスとCRA要求事項のギャップを特定し、対応ロードマップを策定します。
評価方法	製品の設計・開発・製造・保守に関するご担当者に下記のような観点で調査票へご回答いただきます。 <ul style="list-style-type: none">■ 設計・開発・製造プロセスにおいて、製品のセキュリティ機能を確認しているか■ 販売後の製品セキュリティ管理体制が整備されているか
成果物例	<ul style="list-style-type: none">■ アセスメント結果レポート改善案、優先順位付けを含みます。
ご支援期間	3~6ヶ月

規程類整備支援

概要	CRA対応に必要な規程・マニュアル等の整備を支援します。
成果物例	組織のガバナンスに応じて、CRA対応に必要な観点(適合性評価、事故報告等)を含めた以下のような規程類の整備を支援します。 <ul style="list-style-type: none">■ 製品セキュリティ管理規程■ インシデント対応規程 等
ご支援期間	3~6ヶ月

※拠点数、製品数等により個別にお見積りいたします。

EYが提供する関連サービスの実績

EYではセキュリティ分野における各種制度対応や豊富なサービス提供の実績と、EYグローバルで培われてきたナレッジに基づき、プロフェッショナルが的確なご支援を提供いたします。CRA対応に関しても、これまでさまざまな業種の企業に対して多数のサポートを実施してきた中で、本サービスにおいてもこれらの経験・知見を集約し、CRAにおける対応をご支援いたします。

EY新日本有限責任監査法人 Technology Risk事業部

お問い合わせ先

URL: ey.com/ja_jp/technology-risk

サービス担当者またはウェブサイトお問い合わせフォームよりお問い合わせください

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバー・ファームであり、監査および保証業務を中心に行なっています。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved. ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバー・ファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp